

第13回

大網白里市農業委員会総会議事録

令和8年5月8日（金）

農村環境改善センター 農事研修室

第13回大網白里市農業委員会総会議事録

- 1、開催日時 令和8年5月8日(金)
- 2、開催場所 農村環境改善センター 農事研修室
- 3、招 集 者 大網白里市農業委員会会長 内 海 亮 一
- 4、出席委員(16名)

2番 高橋政人	3番 吉原孝
4番 齋藤勉	5番 三木年彦
6番 大野勝弘	7番 岡本佳之
8番 菅谷祐	9番 平賀久雄
10番 川寄篤之	11番 加藤岡一弘
12番 内山充弘	13番 中村和敏
14番 板倉小百合	15番 内海亮一
16番 梅原英男	17番 今関喜明

- 5、欠席委員 1番 八角功次

6、議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(整理番号1~13)

第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
(整理番号1~9)

第5 議案第3号 大網白里市農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について

第6 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届け出について
(整理番号1~3)

第7 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
(整理番号1)

第8 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

(整理番号1)

第9 農地の転用事実に関する照会について

(整理番号1~3)

7、農業委員会事務局職員

事務局長	野口裕之	主査	北田尚史
主任書記	長谷川聡彦	書記	細谷美月

◎開 会

○議長 ただいまより、第13回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数は、17名中、16名で定足数に達しておりますので、第13回大網白里市農業委員会総会は成立しております。

なお、八角功次委員から所用のため欠席の旨、連絡がありましたことを報告いたします。

(午後3時01分)

◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名について、お諮りいたします。

議事録署名委員は、議長から指名させていただくことで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、議事録署名委員は、加藤岡一弘委員および内山充弘委員にお願いいたします。

◎会議書記の指名

○議長 続きまして、日程第2、会議書記の指名は、事務局職員の北田主査を指名いたします。

◎議案第1号（整理番号1～13）

○議長 続きまして、日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

なお、本日審議をいただく、整理番号8から11の案件は平賀久雄委員が、整理番号12の案件は板倉小百合委員が、大網白里市農業委員会会議規則第10条の規定による議事参与の制限に該当しますので、当該案件を審査する際には、退出していただくことになります。

また、議案第1号、整理番号13の案件につきましては、日程第4、議案第2号の農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号1及び整理番号2の案件と関連があります。

つきましては、議案第1号の整理番号13は、日程第4、議案第2号で一括して上程し、審議をお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がないとのことでございますので、まず、事務局から議案第1号、整理番号1から7について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。

整理番号1、申請地は、永田字大代、地目、田の1筆、永田字上関田、地目、田の3筆、永田字寺ノ下、地目、田の5筆、永田字北沼、地目、田の1筆、面積4,212㎡を売買により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は経営規模拡大のため、義務者は相手方の申出によるため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の1ページをご覧ください。

1-1と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料、1ページから9ページまでになります。

1ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」の農地の全部効率利用において、一部、遊休農地がありますが、遊休農地解消に関する計画書が添付されており、該当しないものと思われます。

次に、整理番号2、申請地は、小西字宿、地目、田の1筆、小西字宿田、現況地目、田の7筆、小西字川間、現況地目、の5筆、面積5,494㎡を売買により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は経営規模拡大のため、義務者は経営規模縮小のため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の2ページをご覧ください。

1-2と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料、10ページから14ページまでになります。

10ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しないものと思われます。

続きまして、議案書の2ページをご覧ください。

整理番号3、申請地は、清名幸谷字山通、地目、田の1筆、面積575㎡を売買により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は経営規模拡大のため、義務者は相続財産清算のため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の3ページをご覧ください。

1-3と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料、15ページから18ページまでになります。
15ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しないものと思われます。

次に、整理番号4、申請地は、永田字谷中、地目、畑の1筆、面積491㎡を売買により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は相手方の申出によるため、義務者は耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の1ページをご覧ください。

中央やや右に1-4と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料、19ページから22ページまでになります。
19ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しないものと思われます。

続きまして、議案書の3ページをご覧ください。

整理番号5、申請地は、小西字滝田、地目、田の2筆、小西字宿、地目、田の1筆、面積2,479㎡を売買により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は相手方の申出によるため、義務者は耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の2ページをご覧ください。

中央やや上に1-5と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料、23ページから27ページまでになります。
23ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しないものと思われます。

次に、整理番号6、申請地は、大網字道面、現況地目、田の1筆、面積132㎡を売買により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は経営規模拡大のため、義務者は経営規模縮小のため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の4ページをご覧ください。

中央やや右下に1-6と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料、28ページから31ページまでになります。28ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しないものと思われます。

続きまして、議案書の4ページをご覧ください。

整理番号7、申請地は、大網字中台内、現況地目、田の1筆、面積320㎡を売買により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は経営規模拡大のため、義務者は相手方の申出によるため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の4ページをご覧ください。

中央に1-7と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料、32ページから35ページまでになります。32ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しないものと思われます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1及び整理番号2の案件につきまして、菅谷祐委員、お願いいたします。

○菅谷委員 それでは、議案第1号整理番号1について調査報告申し上げます。

理由としては事務局説明のとおりです。

権利者と義務者の農地が近接の関係です。

5月2日に今井推進委員さんと現地を確認後、権利者は多忙のため、電話でお話を聞き、義務者は自宅に赴きお話を聞きました。

権利者は兼業農家で、農機具、施設もそろっており、意欲的な農業者で、申請地周辺を耕作しながら、耕作面積を増やしています。

今回は4件目の申請です。

申請地は耕作地に近く、利便性がよいことから、米、ブルーベリー、その他の果樹栽培し、将来的には栽培面積をふやし、果樹の里づくり構想を義務者に説明しながら、土地を購入したいと相談したところ、合意しました。

義務者は病気でお話を聞くことができなかったため、娘からお話を聞きました。

申請地は、義務者が高齢のため、耕作ができず、荒れ放題です。

以前から農地を手放したいと考えていたところ、昨年、権利者から購入したいと話があり、今回の申請に至っております。

申請地は、草や葎が生えて荒れていました。

権利者と義務者ともに、申請内容に間違いのないことです。

問題ないと思われますが、委員の慎重な審議をお願いします。

それでは議案第1号整理番号2ついてを、調査報告申し上げます。

理由としては、事務局説明のとおりです。

権利者と義務者、代理人を介して売買の関係です。

5月2日、今井推進員さんと現地を確認後、権利者宅に赴き、お話を聞きました。

義務者は電話でお話を聞きました。

権利者は既存農家で、農機具、施設もそろっており、意欲的な農業者で、耕作面積を増やしています。

今回は2件目の申請で、不動産会社を通し、申請地を紹介されたとのことでした。

申請地は遠方で利便性は良くありませんが、土地が安価でまとまっており、耕作しやすいことから、今回の申請に至っております。

農機具はトラックを利用して移動するとのことでした。

義務者は農地を遺産相続後、近隣の農家に耕作を依頼していましたが、依頼者が高齢になり、耕作できなくなったことから、農地を手放したいと考え、不動産会社へ頼みました。

今回、権利者を紹介され、購入したいという話があり、代理人を介して今回の申請に至っております。

権利者、義務者とも申請に間違いのないということです。

申請地は、水稻が栽培されていました。

問題ないと思われますが、委員の慎重な審議をお願いします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号3及び整理番号4の案件につきましては、齋藤勉委員、お願いいたします。

○齋藤委員 はい。議案第1号、整理番号3について調査報告をいたします。

内容につきましては、事務局説明のとおりです。

5月2日、富永推進委員さんと、現地を確認後、権利者を訪問し、確認を行いました。

義務者には5月7日、電話で確認を行いました。

義務者は相続が放棄されたため、近隣で耕作していた権利者と話がまとまり、売却することにしたそうです。

権利者、義務者ともに、申請内容に間違いがないとのことでした。

申請地は田植えも終わっており、綺麗に管理されておりました。

権利者は地域の農業者であり、機械もそろっておりますことから、何ら問題ないと思われませんが、委員の皆様の慎重なる審議をお願いいたします。

続きまして、議案第1号整理番号4について、調査報告を申し上げます。

内容については、事務局の説明のとおりです。

5月4日、富永推進委員さんと権利者、義務者とともに電話にてお話を伺いました。

権利者と義務者は、親戚同士とのことでした。

申請に至った理由は、義務者より遠方で耕作できないため、引き取って欲しいとお話があったことから、引き受けることにしました。

権利者、義務者ともに申請に間違いはございませんとのことでした。

申請地は雑草が生えておりますが今後、草刈等を行う予定とのことでした。

権利者は上貝塚に在住ですが、実家が南横川にあるため、農機具、設備は実家にあり、農業を行っているとのことでした。

権利者は既存の農業者であり、機械もそろっておりますことから、何ら問題ないと思われませんが、委員の皆様の慎重なる審議をお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

次に整理番号5の案件につきましては、高橋政人委員お願いいたします。

○高橋委員 はい。それでは、議案第1号整理番号5について調査報告を申し上げます。

内容につきましては、事務局説明のとおりです。

5月1日、齊藤推進委員さんと現地を確認後、権利者、義務者宅を訪問し確認を行いました。

現地は田植えも終わって、綺麗に管理されていました。

権利者、義務者とも申請内容に間違いのないことでした。

義務者は以前から権利者に耕作をお願いしていたそうで、このたび、相手方から申し出があり購入することにしたそうです。

権利者は柳橋在住ですが、もともと小西に居住していたため、農機具、設備は小西の元の居住地に置いたまま営農を行っているとのことでした。

権利者は既存の農業者であり機械もそろっておりますことから、何ら問題ないと思われませんが、委員の皆様の慎重なる審議をお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

次に整理番号6及び整理番号7の案件につきましては、三木年彦委員お願いいたします。

○三木委員 それでは、議案第1号、整理番号6及び整理番号7について、ご説明いたしますが、権利者が同一のため、一括にて調査報告を申し上げます。

理由としては事務局の説明のとおりでございます。

5月2日に中村推進委員さんと、権利者及び義務者へ申請内容のお話を伺い、現地を確認いたしました。

権利者、義務者に確認しますと、申請地は両方とも10数年前より義務者からの依頼により、耕作を行っていたとのことでありましたが、義務者も70歳を超え高齢に差しかかり権利者へ売買の相談をしたところ、合意したとのことでありました。

権利者は認定農業者であり農業機械もそろっており、営農技術等もあり、特に申請地は自宅に近く、隣接地も所有しており、利便性が増し良くなるとともに、管理の現状につきましては綺麗に草刈もされ、田植えを終えたばかりでございました。

以上特に問題ないと思われませんが、委員の皆様の慎重なるご審議をお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより議案第1号、整理番号1から整理番号7について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見とにもないようですので、これにて議案第1号、整理番号1から整理番号7に対する質疑を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

○議長 議案第1号、整理番号1について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号1は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 議案第1号、整理番号2について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号2は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 議案第1号、整理番号3について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号3は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 議案第1号、整理番号4について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号4は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 議案第1号、整理番号5について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号5は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 議案第1号、整理番号6について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号6は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 議案第1号、整理番号7について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号7は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 続きまして、議案第1号、整理番号8から11の案件の審議をお願いしたいと思いますので、議事参与の制限に該当します、平賀久雄委員は、ここで退室をお願いいたします。

(平賀久雄委員退室)

○議長 それでは、議案第1号、整理番号8から11について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の4ページから6ページをご覧ください。

整理番号8から11の案件は、東京国税局の公売に参加するにあたり、買受適格証明書を交付し、その後、公売農地を落札し、落札者となったことを証する書面を添えて、農地法第3条の申請により、所有権を移転しようとするものであり、権利者は全て同一であり、議案書のとおりでございます。

整理番号8、申請地は、金谷郷字珠数谷、地目、田の1筆、面積2,310㎡、整理番号9、申請地は、金谷郷字珠数谷、地目、田の1筆、面積2,621㎡、整理番号10、申請地は、金谷郷字奉行方、地目、田の1筆、面積639㎡、整理番号11、申請地は、金谷郷字下根引、地目、田の1筆、面積2,532㎡でございます。

これらを公売により所有権移転しようとするものでございます。

権利者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は経営規模拡大のため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面5ページをご覧ください。

1-8、1-9、1-10、1-11と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料36ページから43ページまでになります。

戻りまして、36ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しないものと思われます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号8から11の案件につきまして、大野勝弘委員、お願いいたします。

○大野委員 それでは、議案第1号整理番号8から11について、申請者が同一人のため、一括して調査報告いたします。

内容については、事務局説明のとおりです。

5月1日平賀推進委員と申請者宅に訪問し、話を伺いました。

本案件は、今年2月の総会の際に、申請した東京国税局公売の、買受適格証明願が許可されて、その後入札を行い、無事に落札できたため、今回の申請に、至ったということでした。

申請者は、農業機械もそろっており、さらに経営規模拡大を予定している意欲的な農業者です。

特に問題はないと思われますが、皆様の慎重審議よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより議案第1号、整理番号8から11について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともにならないようですので、これにて議案第1号、整理番号8から11に対する質疑を終結いたします。

整理番号8から11の権利者は、同一であるため、一括して採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、議案第1号、整理番号8から11について、一括して採決いたします。

議案第1号、整理番号8から11について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号8から11は、原案のとおり許可することに決定いたします。

ここで、平賀久雄委員を入室させてください。

(平賀久雄委員入室)

○議長 続きまして、議案第1号、整理番号12の案件の審議をお願いしたいと思いますので、議事参与の制限に該当します、板倉小百合委員は、ここで退室をお願いいたします。

(板倉小百合委員退出)

○議長 それでは、議案第1号、整理番号12について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 説明申し上げます。議案書の6ページをご覧ください。

整理番号12、申請地は、北今泉字南上ノ台、地目、田の1筆、面積2,208㎡を売買により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は経営規模拡大のため、義務者は高齢により耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の6ページをご覧ください。

1-12と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料、44ページから47ページまでになります。

44ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しないものと思われます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号12の案件につきまして、内山充弘委員、お願いいたします。

○内山委員 それでは、議案第1号整理番号12について、調査報告をいたします。

理由としては、事務局の説明のとおりです。

5月3日に片岡委員とともに申請地を確認後、同日、権利者、義務者には電話にて調査をいたしました。

義務者によりますと、高齢により耕作できないため、売買による所有権移転を考え、権利者に相談したとのことでした。

権利者も経営規模拡大のため、義務者の要望を受けることにしたそうです。

権利者は認定農業者で機械、施設、労力等とそろっております。

両者ともに、今回の申請について間違いはないということでした。

また、申請地は綺麗に管理されていたことから、問題ないと思われますが、委員の皆様の慎重審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより議案第1号、整理番号12について、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第1号、整理番号12に対する質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

○議長 議案第1号、整理番号12について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号12は、原案のとおり許可することに決定いたします。

ここで、板倉小百合委員を入室させてください。

(板倉小百合委員入室)

◎議案第2号(整理番号1～9)

○議長 続きまして、日程第4、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局から議案第2号整理番号1から9について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の8ページをご覧ください。

議案第2号、整理番号1及び2の案件については、同一の権利者による、同一事業であり、また、議案第1号、整理番号13の案件と関連がありますので、併せて説明させていただきます。

整理番号1の申請地は、大網字稻荷前、地目、田の1筆、面積239㎡、整理番号2の申請地は、大網字稻荷前、地目、田の2筆、面積700㎡、整理番号1並びに整理番号2の合計面積939㎡を売買により所有権移転し、長屋住宅用地に転用しようとするものでございます。

本案件は、令和8年1月23日に、農地法第5条の申請があり、2月総会に上程予定でしたが、本件事業の実施により、申請地南側の水田への進入ができなくなる、袋地が発生してしまうことが判明したため、申請を取り下げ、再度、申請されたものになります。

当初、長屋住宅計画用地であった箇所から申請地南側の水田へ続く進入路部分の分筆登記が終了したことから、進入路部分の農地法第3条申請と併せ、農地法第5条の規定による許可申請が提出されたものになります。

申請者は、議案書のとおりでございます。

申請位置は、別添資料の別添の図面4ページをご覧ください、中央左下に2-1から2-2と示す箇所でございます。

計画の詳細は、別添の詳細資料、52ページから70ページまでとなります。

計画概要は、木造2階建ての長屋住宅が1棟、建築面積 234.79㎡でございます。

事業を行う理由は、権利者において賃貸事業を検討し、近隣で候補地を探していたところ、入居者の需要が見込める申請地が購入可能となったため、でございます。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準でございます。

申請地は、農振農用地区域外の第1種農地に該当すると考えられ、原則として許可することができない農地になりますが、例外的な許可要件であります「住宅のほか、周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当すると考えられます。

次に、一般基準でございます。

農地転用目的実現の確実性につきましては、資金計画書が添付されており、経費は金融機関からの融資のほか、自己資金で賄う計画で、金融機関の融資証明書の写しと残高証明書がそれぞれ添付されておりますことから、実現性に支障はないものと考えられます。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿を確認したところ、支障ないものと考えられます。

続きまして、周辺農地の営農条件への支障が生じる恐れについてでございますが、造成計画は敷地内を盛土する計画で、コンクリートブロックを周囲に積むことで、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

次に、排水施設の有する機能への支障が生じる恐れにつきましては、汚水及び

雑排水は公共下水の区域外流入で南側道路の既設管に接続し、雨水排水については、宅内雨水枡、雨水管を経由し、申請地南側水路に放流する計画でございます。

また、雨水の排水勾配がとれない箇所については、排水ポンプを設置し排水する計画とのことです。

なお、雨水排水を放流するにあたり、地元区等への排水計画の届出書の写しが添付されております。

これらの計画内容から、土砂の流出、日照、通風等、営農条件に関する影響はないものと考えられます。

次に、他法令の関係でございますが、都市計画法の開発行為申請等必要な関連手続きの申請書類の写しが添付されております。

議案書に、戻りまして7ページをご覧ください。

続いて、関連します、農地法第3条の許可申請について、議案第1号、整理番号13の案件について説明させていただきます。

申請地は、先ほど説明させていただいた長屋住宅の建築予定の西側になります。

長屋住宅の建築計画により、計画地南側の水田へ進入ができなくなってしまうため、当初予定していた長屋住宅の建築予定地の一部を分筆し、計画地南側の水田所有者に所有権移転を行うことを目的とした農地法第3条の許可申請が提出されたものになります。

議案第1号、整理番号13、申請地は、大網字稻荷前、地目、田の1筆、面積50㎡を売買により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は所有する田と一体で進入路として利用するため、義務者は耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の4ページをご覧ください。

中央左下に1-13と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料、48ページから51ページまでになります。

続きまして、議案書の9ページをご覧ください。

整理番号3、申請地は、細草字細谷、地目、畑の1筆、面積1,090㎡の内、499.98㎡に使用貸借権を設定し、専用住宅用地に転用しようとするものでございます。

申請者は、議案書のとおりでございます。

申請位置は、別添資料の図面7ページをご覧くださいまして、2-3と示す箇所でございます。

計画の詳細は、別添の詳細資料、71ページから81ページまででございます。

計画概要は、木造平屋建ての専用住宅が1棟、建築面積 107.65㎡でございます。

事業を行う理由は、現在権利者はアパートで生活しておりますが、子どもが誕生し、生活環境を整えるうえで、現在のアパートでは住環境が良くなく、また、父母の面倒を見ることを前提に申請地へ一戸建ての住宅を建てるために計画されたとのことでございます。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準でございます。

申請地は、農振農用地区域外の第1種農地に該当すると考えられ、原則として許可することができない農地になりますが、例外的な許可要件であります「住宅のほか、周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当すると考えられます。

農地転用目的実現の確実性につきましては、資金計画書が添付されており、金融機関からの借入金と自己資金により賄う計画でございます。なお、金融機関発行の融資申し込みに対する審査結果の写しと、自己資金分については、着手金の振込履歴の写しが添付されておりますことから、実現性に支障はないものと考えられます。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿を確認したところ、支障ないものと考えられます。

続きまして、周辺農地の営農条件への支障が生じる恐れにつきましては、敷地内は整地のみを行う計画でありますことから、日照や通風に影響がないものと考えられます。

次に、排水施設の有する機能への支障が生じる恐れにつきましては、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後、蒸発散装置により宅内処理します。

雨水についても浸透枳にて宅内処理を行う計画となっております。

以上のことから、周辺の農地に係る営農条件に支障を生じる恐れはないものと考えられます。

最後に、他法令との関係につきましては、都市計画法の開発行為申請等必要な関連手続きの申請書類の写しが添付されております。

続きまして、整理番号4、申請地は、清名幸谷字野中、地目、畑の1筆、面積495㎡に使用貸借権を設定し、農家住宅用地に転用しようとするものでございます。

権利者および義務者は、議案書のとおりでございます。

申請位置は、別添資料の図面3ページをご覧くださいまして、中央下に2-4と示す箇所でございます。

計画の詳細は、別添の詳細資料、82ページから92ページまででございます。

計画概要は、木造平屋建ての専用住宅が1棟、建築面積は126.13㎡でございます。

事業を行う理由は、権利者は現在、共同住宅に居住しているが、家族が増え手狭であり、申請地は、親の所有地であり、親の居住地にも近いため、互いに協力し生活できて、交通の便も良く、申請地以外の土地は住居用地に不適當であったため計画したとのことでございます。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準でございます。

申請地は、農振農用区域外の第1種農地に該当すると考えられ、原則として許可することができない農地になりますが、例外的な許可要件であります「住宅のほか、周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当すると考えられます。

続きまして、一般基準でございます。

はじめに、農地転用目的実現の確実性につきましては、全額を金融機関からの借入金により賄う計画であり、融資先発行の事前審査結果のお知らせの写しが添付されており、実現性に支障はないと考えられます。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿を確認したところ、支障ないものと考えられます。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じる恐れにつきましては、敷地内は整地のみを行う計画でありますことから、日照や通風に影響がないものと考えられます。

次に、排水施設の有する機能への支障が生じる恐れにつきましては、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、北側の排水路へ放流する計画です。

雨水についても宅地内で集水後北側水路へ放流する計画であり、排水について地元区の確認を受けております。

以上のことから、周辺の農地に係る営農条件に支障を生じる恐れはないものと考えられます。

最後に、他法令との関係につきましては、都市計画法施行規則第60条の規定による農家としての専用住宅、建築申請等の必要な関連手続きの申請書類の写しが添付されております。

続きまして、議案書の10ページから12ページをご覧ください。

整理番号5から9の案件につきましては、同一権利者による同一事業となりますので、併せて説明させていただきます。

なお、本案件については、転用面積が3,000㎡を超えるため、本日の総会での審議を経た後、一般社団法人千葉県農業会議で5月15日に開催される定例常設審議委員会に諮問することになりますのでご報告いたします。

それでは、整理番号5の申請地は、南横川字権現、地目、田の4筆、面積2,950㎡、整理番号6の申請地は、南横川字権現、地目、田の2筆、面積1,657㎡、整理番号7の申請地は、南横川字権現、地目、田の2筆、面積2,936㎡、整理番号8の申請地は、南横川字権現、現況地目、田の3筆、面積965.22㎡、整理番号9の申請地は、南横川字権現、現況地目、田の1筆、面積354㎡、全面積で8862.22㎡を売買により所有権移転し、救護施設用地に転用しようとするものでございます。

権利者および義務者は、議案書のとおりでございます。

申請位置は、別添資料の図面8ページの2-5から2-9と示す箇所でございます。

計画の詳細は、別添の詳細資料、93ページから127ページまででございます。

計画概要は、鉄骨造2階建ての救護施設2棟を整備するものです。

建築面積は、それぞれ、概算で1,700.37㎡と1,496.37㎡で、合計3,196.74㎡でございます。

事業を行う理由は、申請地の隣接に位置する、既存の救護施設及び、千葉市内に設置している、救護施設の老朽化による耐震性能不足による安全性の懸念から、申請地に一つにまとめて建て替えることで、人材を集中配置し、厨房施設も共有化することで施設運営の合理化も図られることから計画されたとのことであります。

続きまして農地転用許可基準の立地基準でございます。

申請地は、元々、農用地区域内でありましたが、本件「救護施設」の建築を目的とし、農業委員会として、令和6年7月に開催した農地部会及び令和6年8月の総会において、農振除外の審議を行い、除外支障なしと判断をしております。

その後、千葉県における事業計画の審査、同意を経て、令和7年4月17日付で、大網白里農業振興地域整備計画が変更され、農用地から除外済みであります。

除外後の農地区分は、第1種農地に該当すると考えられ、原則として許可することができない農地になりますが、例外的な許可要件であります、農地法施行令第11条第1項第2号ホに準用する農地法施行規則第37条第1号に規定する、「申請に係る農地を公益性が高いと認められる事業で、農林水産省令で定めるものの用

に供する場合」に該当するため、第1種農地の例外として認められるものと判断いたしました。

続きまして、一般基準でございます。

はじめに、農地転用目的実現の確実性につきまして、当該事業を実施するために必要な資力及び信用でございますが、資金計画書によりますと、全体の所要資金は、20億9,596万円で、自己資金及び補助金の交付を予定しております。

救護施設という公益性の高い事業の性質上、所要資金の大半は、国・県からの補助金を予定しており、約14億6,000万円が補助金で、残りの約6億3,000万円が自己資金の予定となっております。

自己資金に係る残高証明書が添付されております。

また、補助金の交付手続きについては、県から、社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る協議書を令和8年4月23日付けて関東信越厚生局へ提出したところであり、県の補助金担当部門である健康福祉部健康福祉指導課長からの、国庫補助事業の採択に係る書面が添付されており、実現性に支障はないと考えられます。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿を確認したところ、支障ないものと考えられます。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じる恐れにつきましては、敷地内は山砂により埋立てを行い、周囲にコンクリート土留めを設置して土砂の流出を防止する計画となっていることから、土砂の流出、日照や通風に影響がないものと考えられます。

次に排水施設の有する機能への支障が生じる恐れにつきましては、汚水・雑排水は農業集落排水の污水管に接続し、雨水は新設U字溝を経て既設排水路へ放流する計画であり、排水について地元区の確認を受けております。

以上のことから、周辺の農地に係る営農条件に支障を生じる恐れはないものと考えられます。

最後に、他法令との関係につきましては、都市計画法の開発行為申請等必要な関連手続きの申請書類の写しが添付されております。

議案第2号の説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

議案第1号、整理番号13及び議案第2号、整理番号1から2の案件につきまして

は、一括して、梅原英雄委員、お願いいたします。

○梅原委員 それでは議案第1号整理番号13と議案第2号整理番号1と2は、関連がございますので一括してその調査結果をご報告申し上げます。

内容につきましては事務局の説明のとおりでございます。

まず、この議案の概要でございますけれども、これは先ほどの事務局の説明と、若干重複をいたしますけれども本年1月に同様のこの申請がなされまして、去る2月の総会にて審議をされるところでございましたが、事業内容の不備により、一旦取り下げをし、その問題を精査し、改めて申請がされたものでございます。

調査にあたりましては、現地確認を義務者、権利者及びその代理人が、ほとんど遠方のため、5月3日に川寄委員、関本推進委員の3人で行って参りました。

そして、義務者及び権利者につきましては、自宅訪問や、電話にて聞き取り調査を行って参りました。

なお、対象農地につきましては、配布をされております図面4ページにてご確認をさせていただきたいと思います。

今回開発しようとする面積につきましては939㎡で、木造長屋住宅2階建て1棟のアパート、8戸分を建設する予定でございます。

はじめに議案第1号整理番号13の調査結果でございますけれども、取り下げとなった要因につきましては、当初計画のまま、この農地を買い上げてしまうと、奥に残されている田んぼの進入路がなく、袋地になっていることでした。

この問題を解決すべく、分筆し、権利者に買い上げてもらい進入路を確保しようとするものでございます。

なお、整理番号1の義務者がたまたま実家におりましたので、5月3日に確認をいたしましたところ、説明を受けた上で、前回同様、売り渡しの承諾をいただきましたので、承諾しましたので、よろしくお願いしたいということでございました。

また、整理番号2の権利者につきましては、5月3日に電話で確認をいたしましたところ、内容に間違いがないのでよろしくお願いしたいと、このようなお話でございました。

次に議案第2号整理番号1と2の調査結果でございます。

権利者につきましては5月1日に代理人と電話での調査を行いました。

まず、計画変更に伴う開発行為の許認可、それと、公共下水道への区域外流入につきましては引き続き市と協議中とのことでございました。

また、宅地内の雨水につきましては既設の南西側水路、ここに放流する計画であ

り、両総土地改良区及び地元区から、改めて同意を得たと、そのような説明でございました。

なお、当初計画の説明時に隣接する田んぼの地権者から建物で日陰や風通しが悪くなると、このような異議があり、建物の位置を変更することで、協議が整いましたと、問題がないので、よろしくお願ひしたいというような説明でございました。

また、整理番号1の義務者につきましては、議案第1号整理番号13でご報告したとおり、譲り渡しに同意をしたのでよろしくお願ひしたいということでございます。

さらに整理番号2の義務者につきましては、すでに2月3日の電話で確認をいたしましたところ、前々から遠方で耕作ができなく、譲り渡しのお話がありましたので、手放すことになりましたので、よろしくお願ひしたいとこのようなお話でございました。

以上が今回の調査結果でございます。

特に問題等は確認できませんでしたので、必要はないものと思われませんが、慎重ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長 はいご苦労さまでした。

続きまして、整理番号3の案件につきましては、板倉小百合委員お願ひいたします。

○板倉委員 議案第2号整理番号3について、調査報告を申し上げます。

理由としては、事務局説明のとおりです。

5月4日に内山委員さんと現地確認を行い、その後、義務者にお話を伺いました。

申請地は義務者の自宅に近く、ご夫婦が勤めていることから、耕作してはならず、近隣の方々にご迷惑のかからないように草刈をし、維持管理をしてきたそうです。

娘さんが結婚をして、お子さんが生まれたことから、将来に向けての新居を家族、親戚等で相談し、義務者が近くに住んでいる、この場所が最適という結論になり、決めたそうです。

義務者も娘さん家族と近くに住むことができ、やりがいのある日々が送れるとおっしゃっておりました。

隣接する土地は、東側道除き、畑に囲まれており、雨水は浸透枳にて敷地内で処理し、汚水雑排水は合併浄化槽の処理水として、同様に処理し、この土地の一部に地盤の弱い場所があるため、整地と地盤改良を行うとのことでした。

権利者に電話にて確認したところ、申請内容に間違いはなく、義父母にお世話になりながら、子育てをし、今後が楽しみで、よろしくお願ひいたしますと、明るいお返

事でした。

問題はないと思われますが、委員の皆様の慎重審議よろしく願います。
以上です。

○議長 続きまして、整理番号4の案件につきましては、齋藤勉委員願います。

○齋藤委員 議案第2号整理番号4について、調査報告を申し上げます。

内容については、事務局の説明とおりです。

権利者は義務者の娘夫婦となります。

5月1日に義務者宅を訪問し、話を伺いました。

権利者には電話で話を伺いました。

申請地は、義務者宅の隣接地になり、権利者は現在、共同住宅に居住していることですが、家族も増え、手狭になったことと、将来的に両親が高齢になった際の見守り、介護もできるため、義務者が所有する申請地を借り受け、住まいを建築するということで計画し、申請されたということです。

申請地は畑で埋め立ての計画はありません。

また、敷地内に合併浄化槽を設置し、処理水及び雨水は北側の排水路に放流する予定です。

権利者、義務者は、申請内容に間違いのないことです。

問題はないと思われますが、委員の皆様の慎重な審議をお願いいたします。

○議長 続きまして、整理番号5から9の案件につきましては、今関喜明委員願います。

○今関委員 それでは整理番号5から9は関連がございますので、一括して調査報告をいたします。

5月4日齋藤委員と、整理番号6の義務者宅へタ方に伺い、お話を聞いて参りました。

他の義務者並びに権利者は、ゴールデンウィーク中ということで電話での対応となりました。

内容は、事務局の詳しい説明のとおりでございます。

建物は大変古く、一刻も早く建て直し、新築をしたいということで、よろしくお願いしたいということでございました。

何ら問題はないと思いますが、委員の皆様の慎重審議よろしく願います。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、議案第1号、整理番号13及び議案第2号、整理番号1から9の案件について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第1号、整理番号13及び議案第2号、整理番号1から9の案件について質疑を終結いたします。

なお、議案第1号、整理番号13及び議案第2号、整理番号1並びに整理番号2は、関連する事業のため一括して採決し、また、議案第2号、整理番号5から9も同一事業のため、一括して採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 これより、順次採決いたします。

議案第1号、整理番号13及び議案第2号、整理番号1、整理番号2について、議案第1号、整理番号13は許可、議案第2号、整理番号1および整理番号2は原案のとおり許可相当、とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号13は、原案のとおり許可、議案第2号、整理番号1及び整理番号2は、原案のとおり許可相当、とすることに決定いたします。

○議長 次に、議案第2号、整理番号3について、議案第2号、整理番号3は、原案のとおり許可相当、とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号3は、原案のとおり許可相当、とすることに決定いたします

○議長 次に、議案第2号、整理番号4について、議案第2号、整理番号4は、原案のとおり許可相当、とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号4は、原案のとおり許可相当、とすることに決定いたします

○議長 次に、議案第2号、整理番号5から整理番号9について、議案第2号、整理番号5から整理番号9は、原案のとおり許可相当、とすることに賛成の方は挙手を

お願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号5から整理番号9は、原案のとおり許可相当、とすることに決定いたします

○議長 採決の結果、議案第2号、整理番号1から9につきましては、原案のとおり許可相当として、県知事に意見書を送付いたします。

○議長 続きまして、日程第5、議案第3号「大網白里市農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について」を議題とします。

事務局から議案第3号、整理番号1から7について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の13ページをご覧ください。

農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を定める場合、「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項」の規定により、市町村等に農用地利用集積等促進計画案の提出を求めることができるとされております。

本案は、同条第3項に基づき、大網白里市長から農業委員会長に意見を求められたものでございます。

議案書の14ページ「農用地利用集積等促進計画案総括表」をご覧ください。

権利の設定を受ける者は4人、権利の設定をする者は7人、権利の設定をする農用地の筆数および面積は、田が23筆で、面積29,704㎡、畑が2筆で、面積2,219㎡、合計面積31,923㎡でございます。

次に、議案書の15ページをご覧ください。

農地中間管理機構から権利の設定を受ける者の農業経営の状況等でございます。

次に、議案書の16ページから19ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画案でございます。

今回の契約種別および件数は、新規が7件でございます。

それでは、整理番号1から7の、所在地名の大字、地目および筆数、合計面積、設定期間、対価の支払い、契約種別の順に説明させていただきます。

なお、借受人と貸付人の住所、氏名および備考につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号1、南玉、田が2筆、1,960㎡、5年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米1俵、新規。

整理番号2、桂山、田が2筆、2,154㎡、7年、金納、10a当たりコシヒカリ1等米1.5俵相当額、新規。

整理番号3、南今泉及び北今泉、田が8筆、8,667㎡、10年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米1俵、新規。

整理番号4、北今泉、田が3筆、4,861㎡、10年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米1俵、新規。

整理番号5、北今泉、田が2筆、2,414㎡、10年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米1俵、新規。

整理番号6、北今泉、田が6筆、9,648㎡、10年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米1俵、新規。

整理番号7、四天木、畑が2筆、2,219㎡、10年、金納、10a当たり10,000円、新規。

なお、整理番号1から7の権利の設定を受ける者につきましては、農用地利用集積等促進計画の認定基準である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、新規契約の農用地利用集積等促進計画の案件について、地区において調査を実施しておりますが整理番号1については、制度変更による更新案件となりますので、報告を省略させていただきます。

それでは、担当委員より、調査結果の報告をお願いいたします。

○議長 整理番号2の案件につきまして、中村和敏委員、お願いいたします。

○中村委員 農地利利用集積等促進計画案、整理番号2について調査報告申し上げます。

内容は事務局の説明のとおりです。

5月4日、鵜澤推進委員さんと貸付人に話を伺いました。

今まで近所の人に耕作をお願いしていたとのことで、耕作ができなくなったと言われ、一部を借受人にお願いしていて、今回返された農地も、耕作をお願いできないかと相談したところ、隣接しているので、引き受けますということで、今回の申請に至ったとのことです。

借受人は施設等も整っており、現地も綺麗に管理されており、問題はないと思いますが、皆様の慎重審議よろしく申し上げます。

以上です。

○議長 ご苦勞様でした。

整理番号3から6の案件につきまして、加藤岡一弘委員、お願いします。

○加藤岡委員 はい。議案第3号、整理番号3、4、5、6について、借受人が同一人のため、一括して調査報告を行います。

内容につきましては、事務局説明のとおりです。

調査は5月7日、加藤岡推進委員さんと、電話での調査、確認いたしました。

借受人、4人の貸付人の方、今回の申請に間違いのないことを受けました。

借受人は、お父さんが以前から申請地を借り耕作をしていましたが、今回、借受人に、経営移譲したことから、正式に申請をすることとなったとのことでした。

認定新規就農者で機械、施設も整っており、問題ないと思いますが、委員の皆さんの慎重審議をお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦勞様でした。

整理番号7の案件につきましては、八角功次委員が欠席のため代理で吉原孝委員をお願いいたします。

○吉原委員 はい。それでは、代理で、報告いたします。

第3号議案、整理番号7の案件について、報告いたします。

内容は事務局説明のとおりです。

5月4日に八角推進委員さんと電話にて確認をいたしました。

2人とも申請に間違いありませんとのことでした。

畑は整備されており、農機具もそろっており、何ら問題ないとは思いますが、委員の皆様の慎重審議よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長 調査された皆様、ご苦勞様でした。

これより、整理番号1から7について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて整理番号1から7に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第3号、整理番号1から7について、一括して採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認め、採決いたします。

それでは、議案第3号、整理番号1から7について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号、整理番号1から7の案件は、原案のとおり承認することを決定いたします。

◎報告第1号～報告第4号

○議長 続きまして、日程第6、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届け出について」、日程第7、報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」、日程第8、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による合意解約について」、日程第9、報告第4号「農地の転用事実に関する照会について」を一括して議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 はじめに、報告第1号についてご説明いたします。

議案書20ページから25ページをご覧ください。

農地法第3条の3第1項の規定による届出は3件でございます。

各農地の所在地および届出者は、議案書に記載のとおりであり、いずれも相続による所有権の取得でございます。

届出書類は調っておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第2号についてご説明いたします。

議案書の26ページをご覧ください。

農地法第4条第1項第7号の規定による届出は1件でございます。

市街化区域内の農地を一戸建て住宅用地として、転用するものでございます。

届出書類は調っておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第3号についてご説明いたします。

議案書の27ページをご覧ください。

農地法第18条第6項の規定による届出は1件でございます。

社会福祉施設建設に伴う農地転用を予定しているため、賃貸借を設定した農地について、合意により解約されたことに伴う通知でございます。

届出書類は調っておりますので受理をいたしました。

議案書の28ページから29ページをご覧ください。

続きまして、報告第4号についてご説明いたします。

農地の転用事実に関する照会は3件でございます。

法務局から照会のありました農地の所在地及び申請者は、議案書に記載のとおりであり、現地を農業委員及び推進委員と確認いたしました。

法務局には、表の右から4列目、現況欄に記載のとおり回答いたしました。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から報告第1号から第4号の説明がありましたが、ご質問、ご意見がありましたら、挙手をお願いします。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長 それでは、ご質問、ご意見ともにならないようですので、これにて、日程第6から日程第9の報告事項を終了いたします。

◎その他

○議長 この際ですから、他に、ご意見、連絡等がありましたら、各委員又は事務局からお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ声あり）

◎閉 会

○議長 ないようでございますので、以上で、本日の議案の審議および報告事項は全て終了いたしました。

慎重ご審議をいただき、ありがとうございました。

これにて、第13回大網白里市農業委員会総会を閉会いたします。

（午後4時27分）

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和8年5月8日

農業委員会会長

内海 亮一

署名委員

加藤 一弘

署名委員

内山 充弘